

平成 27 年 9 月 25 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月25日（最終日）

- 日程第1 議案第49号 平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について
- 日程第2 認定議案第1号 平成26年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第2号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第3号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第4号 平成26年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第5号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第6号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第7号 平成26年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第9 議案第52号 南知多町飲酒運転根絶に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 南知多町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号 南知多町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第55号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第57号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第59号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第60号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第61号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第62号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第20 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

日程第21 発議第65号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

日程第22 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
8番	鳥居恵子	9番	松本保
10番	鈴川和彦	11番	榎本芳三
12番	榎戸陵友		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	大岩良三	総務課長	中川昌一
検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	林昭利
企画課長	田中嘉久	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	吉村仁志	建設課長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	渡辺三郎	住民課長	宮地廣二

福祉課長	神谷和伸	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教 育 長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食 センター所長	細谷秀昭	会計管理者 兼出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主 査	保母公次
--------	------	-----	------

[開議 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

秋も深まってまいりました。秋は最高気温と最低気温の差が激しく、体調を崩される方が多いと聞いております。皆様は体調のほうはいかがでしょう。

さて、今月10日に、南知多町に上陸したと発表された台風18号ですが、皆様の近辺はいかがだったでしょうか。後日、役場への連絡が多々あり、本日、この議会終了後、議員懇談会していただく予定です。先ほど町長よりもお話がありました。幸いながら人的被害はないと聞いておりますが、多数の箇所では崖崩れ等の被害が出ております。今後、皆様にもいろいろな連絡が入るかもしれません。連絡を密にし、対処されますようお願いしまして、本日の会議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

去る9月11日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審査を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第49号 平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について

○議長（松本 保君）

日程第1、議案第49号 平成26年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第49号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る16日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 認定議案第1号 平成26年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（松本 保君）

日程第2、認定議案第1号 平成26年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、教育費雑入にある山海公民館水道料金業者使用分とは何か。答弁といたしまして、山海公民館西側で行われた県事業の防波堤改

修工事において、防波堤を強化する溶剤を注入するために、山海公民館の水道水を利用したいと業者から依頼がありました。近隣に水利もなく、山海公民館の水道の使用を許可しました。この工事において使用した水道料金を業者に支払ってもらったものです。

次の質疑といたしまして、体育施設費の修繕料が前年の約140万円から平成26年度は約350万円に増加しているが、その内容はどのようなものか。答弁といたしまして、総合体育館では、2階会議室の仕切り、スライディングウォール修繕、トレーニングルーム、エアロバイクのカバー取りかえ、メインアリーナのバトンワイヤの取りかえ、サブアリーナのシーリングパトンの取りかえ、誘導灯のLED電灯への取りかえ等を行いました。運動公園では、グラウンド側溝のしゅんせつ、テニスコートのテニス壁打ち撤去などを行いました。このように修繕箇所が多かったため、金額が増加したものです。

次に、学校教育課関係について、質疑としまして、外国人英語講師派遣業務手数料について、平成26年度の実績及び今後の方向性はどうか。答弁としまして、平成26年度は、小学校で5年・6年生に年間で1クラス当たり32時間、中学校で全学年に年間で1クラス当たり15時間の授業に外国人英語講師を派遣しました。特に、小学校については、現在、文部科学省において、小学校5・6年生での英語の教科化及び3・4年生での外国語活動の導入が検討されている状況にあり、外国人英語講師派遣業務に係る方向性としては、今後拡充していくことになると考えています。

次の質疑といたしまして、スクールバス運転業務委託料について、年々契約額が下がっているが、安くするために結果として安全性がおろそかになっていないか。答弁といたしまして、業務の特殊性もあり、安全運行が前提条件となることから、受託業者との雇用関係を安定させることにより、スクールバス運転手の交通安全教育を充実させるため、平成26年度から3年間の長期継続契約に変更しました。また、あわせて運転手の健康状態のチェックや運行前点検など日常点検を徹底させ、安全運行に努めています。

次に、学校給食センター関係について、質疑としまして、非常食はどのようなときに使用するのか。答弁としまして、調理機器の故障により調理ができないときや、急なカーフェリーの欠航により給食を運搬できないときなどに使用するもので、各学校に配備しています。

次に、住民課関係について、質疑としまして、歳入で老人保健返納金とあるのは何か。答弁としまして、県の監査により、保険医療機関が老人保健診療報酬に係る不正請求分を返納するものです。

次の質疑としまして、小学生に比べ中学生の医療費助成額が少ないのは償還払いが要因と思われるが、受給者証の交付はできないのか。答弁としまして、現在、中学生の通院は2分の1を助成しており、中学生の受給者証の交付については、医療機関などの調整が困難であり、また医療機関窓口での受給者との混乱が予想されるため、導入の考えはありません。

次に、福祉課関係について、質疑といたしまして、早朝・延長保育の保育士の配置はどうなっているか。答弁としまして、正規職員1人と臨時保育士1人の2人体制で行っています。

次の質疑としまして、児童手当の区分で、被用者と非被用者とはどういう人のことをいうか。答弁といたしまして、受給者が被用者は厚生年金加入者、非被用者は国民年金加入者のことです。

次に、環境課関係につきまして、質疑としまして、水質調査の結果から、環境基準と比較すると、化学的酸素要求量や大腸菌群数について高い地域がある。また、リンなど基準を超えていけないものもあると思われるが、対策は何かあるか。答弁としまして、町内にある川は内海川の2級河川が最大であり、中小の河川が多く、排水路的な役割のものとなっています。水質調査につきましては、7河川で年間を通じて実施しており、河川環境の把握・保全に努めています。基準を超える原因につきましては、町内には農地や畜産施設が上流部にあり、その影響があるものと考えられます。特に基準値超過をしている場合は、事件・事故を含め、随時、現地調査や指導を行い、海への影響がないように監視を続けています。

次の質疑としまして、知多南部クリーンセンターで処理した埋め立てごみが前年度と比較し増加しているが、何か理由はあるのか。答弁としまして、家庭系・事業系ごみとも増加していますが、主に事業系ごみの搬入分が増加しているものです。

次に、保健介護課関係について、質疑としまして、子宮頸がん予防接種は対象者数の割に接種者数が2人と少ないのはなぜか。答弁としまして、子宮頸がん予防接種による副反応が多く出ているため、平成25年6月から厚生労働省より積極的勧奨は差し控えられました。そのため接種者が少ない状況となっています。

次の質疑としまして、特定健診の基準値外異常者に特定保健指導等を実施しているが、医療関係での受診結果を報告しなくてもよいのか。答弁としまして、特定健診の特定保健指導対象者は、生活習慣の改善に取り組んでいただく方であり、受診の必要はありません。

せん。検査項目で受診が必要な値と判断された場合は、結果説明会で受診を勧めますが、受診結果の報告までは要求しておらず、本人の意思に任せています。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

次に、鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まず、建設課関係について、質疑としまして、内海港緑地等管理業務委託はトイレの維持管理も含まれているのか。答弁としまして、管理業務委託にはトイレの維持管理も含まれています。トイレトーパー等の消耗品の補充、清掃は受託者が行い、施設修繕の必要なものは役場が行います。

次に、税務課関係について、質疑としまして、不納欠損に至るまでの対応はどのようにしているのか。答弁としまして、年2回の催告書の送付のほか、電話連絡や他市町村への居住地照会等を行っています。こうした対応を重ねた結果、生活保護や生活困窮と判断される者、行方不明となっている者などで、これ以上徴収することができないと判断した場合には執行停止を行い、3年経過後に不納欠損を実施しています。

次に、総務課関係について、質疑としまして、サービスセンター職員の勤務体制はどのようなになっているのか。答弁としまして、各サービスセンター3人の臨時職員が1日2人体制で交代勤務し、そのほかに用務員1人が毎日勤務しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

平成26年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

平成23年4月から市町村税の収入未済額の縮減を図るため、県と市町村が連携して滞納整理を行う知多地方税滞納整理機構が設立されました。当初は3年間の予定でしたが、原則平成29年3月までの延長となりました。

滞納整理機構については、強権的な徴収が各地で多発し、社会問題にもなっています。当町においては、徴収のノウハウを習得しています。滞納整理機構を脱退、あるいは解散して、南知多町独自で回収に当たることを要望します。県主導の滞納整理機構から脱退している自治体もあります。民間が取り込もうとしている事業に国や地方行政が無批判に協力していることは、マスコミの側からも批判があります。これらと関連する同盟会、協議会、協会などへの負担金が2款の総務費、7款商工費、8款土木費を中心に数多くあります。もっと選別し、最低限の参加に減らすべきではないでしょうか。

特に、リニア中央新幹線については、環境大臣も住民に深刻な影響があることを認めています。今世紀最大の事業でありながら、情報公開もなく、住民の皆さんの不安は全く解消されてなく、未解決・未説明の問題が山積みしています。リニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金はやめるべきではないでしょうか。

26年4月の時点で、54市町村中42市町村が入院・通院とも中学校を卒業するまで自己負担がないとなっています。子ども医療費の無料化については18歳まで拡充されましたが、中学校から18歳まで半額負担については償還払いとなり、保護者の負担となっています。子育て支援、人口減少ストップを大きく掲げるならば、18歳までの完全無料化、また中学校までの完全無料化を急ぐべきではないでしょうか。

非核自治体宣言、26年度もありませんでした。高齢者の方は、二度と悲惨な戦争を子や孫たちに繰り返してはいけないという思いを強く持っています。語り継ぐことも大事なことです。かつてなかったほど、今、子供たちは大きな自然災害を体験したり、目の当たりにしています。そのことがきっかけで、自分の生き方や考え方を模索する子供もふえています。平和の問題についてはどうか。子供や若者は今不安のさなかにいます。

安心・安全なまちづくりは平和が礎です。未来の南知多町のまちづくりを担う子供たちのためにも、平和なまち、非核自治体宣言、平和宣言を勇気を持って行うべきではないでしょうか。

以上をもって、反対討論を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は認定であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

**日程第3 認定議案第2号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定**

○議長（松本 保君）

日程第3、認定議案第2号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、国民健康保険の不納欠損はどのような基準で行うのか。答弁としまして、生活保護や生活困窮者と判断される者や行方不明者、死亡かつ相続人がいない場合などで、これ以上滞納整理ができないと判断した場合、執行停止を行い、3年経過後、不納欠損を実施します。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

認定議案第2号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

国保加入者は、従来は高齢者、自営業者が中心でしたが、近年は75歳以上になると後期高齢者医療制度に移り、一方で国保は非正規労働者、失業者の加入が増加しています。健康保険共済組合等の保険は加入者と事業者が保険料を折半で負担していますが、国保はそのような制度はないため、健保などの使用者負担分を法律を制定した国が補償することが当然です。

しかし、国は国庫補助割合を引き下げてきました。当初、50%あった補助率が現在は25%にまで引き下げられました。国庫補助率を引き上げることなく、国保加入者に負担を強いることは許されません。

当町においては、低所得者の軽減対策は7割・5割・2割はとられています。また、滞納の場合を見ても、やはりまだまだ低所得者の対応が多いのではないかと思います。より一層の町独自の軽減を講じていただきたい。収益が見込まれない資産割、生まれたときから課税される均等割についても見直しを求めます。資格証明書の交付もやめるべきです。

討論を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第4 認定議案第3号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（松本 保君）

日程第4、認定議案第3号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

認定議案第3号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年に医療制度の改革の柱として導入され、年齢で区別・差別し、75歳以上の人口医療費がふえればふえるほど保険料にはね返る仕組みになっています。26年度で3度目になる4月から、保険料改定は高齢者にますます痛みをもたらす結果となっています。また、低所得者に対し軽減対象が拡大されていますが、頼みの年金は減らされるだけでなく、消費税の8%でまた新たな負担を強いられ、高齢者の暮らしに追い打ちをかけています。

政府は、後期高齢者医療制度について十分定着しているなどと言い、温存・継続をすることを狙いますが、とんでもないことです。高齢者の命と健康を守るためにも、問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止するべきです。

終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第3号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第5 認定議案第4号 平成26年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（松本 保君）

日程第5、認定議案第4号 平成26年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護保険基金積立金の現在高はどれぐらいか。答弁としまして、平

成26年度末で6,123万2,000円となっています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

**日程第6 認定議案第5号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定**

○議長（松本 保君）

日程第6、認定議案第5号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

**日程第7 認定議案第6号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定**

○議長(松本 保君)

日程第7、認定議案第6号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長(鳥居恵子君)

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第 8 認定議案第 7 号 平成26年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（松本 保君）

日程第 8、認定議案第 7 号 平成26年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました認定議案第 7 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、事業報告書に記載されている工事が工事一覧表に記載されていないのはなぜか。答弁としまして、事業報告書は事業費の高い工事を記載し、工事一覧表は企業債を借りた工事を記載しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより認定議案第 7 号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第52号 南知多町飲酒運転根絶に関する条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第9、議案第52号 南知多町飲酒運転根絶に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 南知多町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第10、議案第53号 南知多町情報公開条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、特定独立行政法人と行政執行法人の違いは何か。答弁としまして、いずれも、その役員及び職員は国家公務員の身分が付与される法人ですが、今回の独立行政法人通則法の改正により、特定独立行政法人が行政執行法人に変更されたもので違いはありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第54号 南知多町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第11、議案第54号 南知多町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第54号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第55号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第12、議案第55号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第55号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第55号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

マイナンバーは、日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで全員に12桁の番号をつけ、国が管理し、税や社会保障の手続などで使用する仕組みです。

現在は、年金や税金・住民票などの個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を一本に結びつけることが可能になります。行政側からすれば、国民・町民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、町民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れ出せば悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大きくなります。

10月からの番号通知後、来年1月から税金事務・雇用保険などの事務で使用する計画です。顔写真入りの個人番号カードを希望者に発行し、身分証明書として使えると便利さを売り込みますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報の保護にとってマイナスだという指摘が上がっています。改定法は、健診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど民間分野で拡大することを盛り込みました。範囲を広げるほど情報漏れリスクは高まります。

日本年金機構から125万件もの情報流出が発覚し、政府の情報管理への不安が強まる中、当初予定した基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5カ月延期しました。しかし、年金機構以外の公的機関などで万全の対策がつけられている状況とは言えません。年金情報漏れ発覚後、政府が地方自治体を緊急調査したところ、情報保全措置が不

十分な自治体が存在する実態が判明しました。マイナンバー運用までに対策が間に合う保証はありません。マイナンバー情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さははかり知れません。従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則つきで厳格に管理することが求められている民間企業の対応も立ちおくらせています。中小企業は業務の煩雑さや出費の多さなどに頭を抱えている状況です。10月から約5,500万世帯に簡易書留で送る通知カードが、施設入所中の高齢者など200万世帯以上に届かない問題も判明しました。1カ月で解消は困難です。

内閣府の最新の世論調査では、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上です。情報保護に不安を感じる人もふえています。国民・町民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても何の不利益はありません。マイナンバーは実施中止の決断をすることこそが必要です。

終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第56号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第13、議案第56号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第56号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第56号 南知多町税条例の一部を改正する条例について、議案第55号で討論しましたマイナンバー制度そのものに関連がありますので、反対の意思を表示して討論とします。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第57号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第14、議案第57号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第57号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第57号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

また、議案第55号で討論しましたマイナンバー制度そのものに関連がありますので、反対の意思表示をして討論とします。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第15、議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第58号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑として、再交付手数料として、通知カードは500円、また個人番号カードは800円とする根拠は何か。答弁といたしまして、総務省からの通知において、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費が示されており、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円の再交付手数料とするものです。

次の質疑としまして、通知カードなどの手数料は全国一律なのか。答弁としまして、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料はそれぞれの市町村の条例で制定するものであり、全国一律ではありません。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についても、マイナンバー制度そのものに反対の意思表示として討論とします。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（松本 保君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩は10時40分までといたします。

〔 休憩 10時26分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第16 議案第59号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（松本 保君）

日程第16、議案第59号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第59号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、アスベスト除去工事は今後もあるのか。

答弁としまして、昨年度に篠島の教職員住宅においてアスベストが新たに確認されまし

た。このことから、町内の全施設において詳細な分析調査を行い、検出された施設の除去工事を行うものです。現在のアスベスト含有量の基準の上では、これ以上除去工事を行うところはないものと考えております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

次に、鳥居総務建設委員長。

○総務建設委員長（鳥居恵子君）

ただいま上程されました議案第59号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第60号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第17、議案第60号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第60号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第61号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第18、議案第61号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第61号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第62号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第19、議案第62号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（松本 保君）

日程第20、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により、本請願を採択するものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより請願第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第21 発議第65号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

○議長（松本 保君）

日程第21、発議第65号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

10番、鈴木和彦君。

○10番（鈴木和彦君）

発議第65号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者はお手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子供たちの健全育成とさまざまな教育課題の克服のため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（松本 保君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより発議第65号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（松本 保君）

日程第22、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（松本 保君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成27年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 閉会 10時50分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員